

視察報告

議会改革特別委員会

1月22日 京都府京田辺市

○議員間討議について

京田辺市議会では議会基本条例において、議員同士が多く議論を交わしながら、政策提案のできる議会を目指し、議員間の自由討議が規定されています。議員間の自由討議は、議会は、議員が自由かつ達な議論を行う場として、いわゆる議論・討議の広場であることを認識し、委員会等の会議における議論の審議や審査にあたっては、議員相互の自由討議によって、議会としての意思を決定しなければならないと規定されています。



この基本条例に従い、所管事務調査のあり方や委員会における委員同士の協議・討論の促進、質疑や質問の意義の確認など、議会本来の機能や役割をいかに発揮するかを、十分に協議し検討を行ってこられました。

委員会における所管事務調査のあり方と手法は、各常任委員会で年度当初に「所管事務調査のテーマ」の設定を行い、常任委員会の開会中に、1回20分の回数制限なしで各委員が質疑を執行部に通告なしで行い、調査の目的や項目などを定め、議員が積極的にまちに出て、市民の生の声を聴くように努め、調査活動を行っておられます。この方法により議員間討議が活発になり、さらに市民に議会の活動が見えるような「所管事務調査」となっています。また、請願審査の手法は①参考人及び紹介議員への質疑、②執行部の所管部署への質疑、③質疑内容を踏まえた議員間討議といった3段階に独立した審議を行い、メリハリのある集中した審議を目指し、無駄に時間をかけないため1委員につき20分として、議員間の自由討議を行っておられました。

1月23日 大阪府堺市

○委員間討議・議会力向上会議について

堺市議会では、議会基本条例において、議員間による自由な討論や議論を尽くすことにより、論点・争点をより明確にし、議決を行うことを規定されています。

委員間討議を求める場合、常任委員会では委員会開催日の2日前までに具体的な論点を示して申し出をし、予算・決算委員会では、委員は、原則として全体会議に関わる理事会において、付託議案についての論点を示して委員間討議の申し出を行います。実際に委員会で委員間討議をする場合は、申し出があれば①市長提出案件②議員提出議案③請願④所管事務は、委員間討議を行うことについて諮り、過半数の同意が得られた場合に行われます。また、議会改革の推進組織として、平成23年6月に「議会力向上会議」を設置されました。堺市議会の議会力向上会議の主な実績は次のようなものが挙げられます。



- ◇本会議における一問一答制の導入
- ◇議案に対する賛否の公表
- ◇議員定数、議員報酬の改定
- ◇議案質疑の充実
- ◇本会議、委員会のインターネット中継、録画中継
- ◇傍聴される方への会議資料の配布や議場の大型スクリーンの設置
- ◇議会事務局への法制担当職員の配置
- ◇議案書のホームページでの事前公開

以上、議会力向上会議の議論を経て、積極的な議会改革に取り組んでおられました。

特別委員会活動報告

議会改革特別委員会

土岐市議会では、議会基本条例を平成二十六年四月一日に施行しました。その基本条例に基づき、議会改革特別委員会では、議員定数について平成二十八年八月八日から本格的に検証に入り、①土岐市の人口、②市の面積、③市の経済（財政）、④近隣市の議員定数の状況、⑤市議会議員選挙の立候補者数、⑥常任委員会の定数構成等の六つの観点から、約二十九月、十数回にわたり調査研究を進めてまいりました。その結果昨年の九月十九日に議員定数を削減することが決定されました。その後削減する議員定数について協議にはいり、現在の議員定数十八名から一名削減し十七名にすることが今年の四月十八日に決定いたしました。同日議員定数削減の時期についても協議をしました。委員の中には議員定数の削減といえは現議員定数の削減であり、将来の議員の身分に関する定数まで現議員で決められるものではないとの意見がありました。土岐市の人口が五万五千人程度を切った頃と主張される委員の意見が多数となり、議員定数の削減は来年の市議会議員選挙ではなく先送りされる見通しが決定的となりました。議会改革特別委員会では、二十九月におよび十数回の協議を重ね、議員定数削減一名と決定したにもかかわらず、定数の削減時期が先送りになりました。この結果を受け、議会改革特別委員会の委員長は、委員長の職責を果たすことができなかつたとし、委員長職の辞職願が提出されました。

病院改革特別委員会

市民の皆様には日頃より議会に対し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

土岐市の最重要課題は、総合病院の経営問題であります。委員会では今後の方向性を確認することが急務との意見があり、病院の方針と改革に取り組んでいます。特に大きな問題は本市会計からの繰入金と医師・看護師不足であります。

新公立病院の改革プランの4つの視点

1. 直営による改善力を強化する（地方独立行政法人・全部適用）
2. 指定管理者制度を利用し、公立病院としての権限を維持したまま民間に経営を委ねる。
3. 経営を譲渡し、民間病院に経営を委ねる。
4. 近隣病院と協定を結び、病院の役割を統合し、医療機能の再編等を行う。

地域医療を守ることは最優先事項ですが、民間や公的機関、近隣市の力を借りることにより、繰入金を適正化するという財政負担を軽減させる手段をとることは必須であります。市民の意見の尊重・医療関係者との協力体制・病院関係者の意思統一と診療機能及びシステムの共有化が必要で、病院改革は「市長と院長が本気になること」が経営改善に繋がると考えます。

市民に開かれた議会、市民の声を代弁できる議員を目指していきますので、更なるご支援・ご協力をよろしく願います。